

## ◎国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成三十一年三月三〇日法律第一二号)

### 一、提案理由 (平成三十一年三月一二日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際復興開発銀行は、世界銀行グループの中心的機関であり、途上国支援に重要な役割を果たしております。二〇一五年に持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが国連において合意されて以降、世界銀行グループがその達成に向けて必要な開発資金需要にいかに対応していくかが検討され、昨年、加盟国の間で、同銀行の増資を行い途上国の支援を強化することが合意をされております。

政府は、国際復興開発銀行が果たしたこうした役割の重要性や、本年のG20議長国として日本が国際社会で発揮すべきリーダーシップに鑑み、同銀行の増資に速やかに応じ日本に割り当てられた追加出資を実行するため、本法案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国際復興開発銀行に対し、三十四億四千四百十萬協定ドルの範囲内で、新たに出資を行うことを政府に授権する規定を追加することといたしております。

第二に、国際復興開発銀行への出資に当たって、合衆国ドル建て国債での払込みを行うことを可能にする規定を追加することといたしております。

その他、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

### 二、衆議院財務金融委員長報告 (平成三十一年三月一九日)

○坂井学君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際復興開発銀行に対する加盟国の出資総額が増額されることとなることに伴い、我が国の同銀行への出資額を増額するため、三十四億四千四百十萬協定ドルの範囲内で、新たに出資を行うことを政府に授権するものであります。

本案は、去る三月十二日当委員会に付託され、同日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日から質疑に入り、十五日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院財政金融委員長報告 (平成三十一年三月二九日)

○中西健治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際復興開発銀行の増資に伴い、我が国が同銀行に対して追加出資を行い得るよう、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際復興開発銀行への出資の意義、国際復興開発銀行の改革の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。